



島根県報

平成24年1月31日（火）

第2,362号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 4

生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (") 5

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 5

保安林予定森林 (") 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

- (1) 支出の事務の一部を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（第4条関係）
 (2) 地方自治法施行令の改正に伴う引用する条項の整理（第63条の2関係）

2 施行期日

平成24年2月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 支出の命令をすること。 隠岐支庁、県民センター、県民センター各事務所（西部県民センター県央事務所を除く。）、保健所（松江保健所、出雲保健所及び県央保健所を除く。）、心と体の相談センター、農林振興センター、農林振興センター各事務所、水産事務所、県土整備事務所及び高規格道路事務所

第4条第2項第2号中「松江教育事務所及び出雲教育事務所」を「教育事務所」に改め、同項第5号中「（浜田教育事務所、益田教育事務所及び隠岐教育事務所にあつては、県費負担教職員の旅費に係るものを除く。）」を削る。

第63条の2中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

告 示

島根県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
内藤内科外科	益田市駅前町4番23号	平成24年1月1日
永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原257	平成24年1月1日
そうごう薬局 安来店	安来市安来町935-4	平成24年1月1日

島根県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとお

り指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年 1 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 増野 教材店	益田市あけぼの西町14 - 7	居宅介護支援	居宅介護支援事業 所 ファイン	益田市あけぼの 西町14- 7	平成23年12月 9 日
社会福祉法人か しま福祉会	松江市鹿島町北講武885 番地 6	居宅介護支援	居宅介護支援事業 所 愛桜	松江市鹿島町名 分1348番地 2	平成23年12月12日
社会福祉法人か しま福祉会	松江市鹿島町北講武885 番地 6	訪問介護	訪問介護支援事業 所 愛桜	松江市鹿島町名 分1348番地 2	平成23年12月12日
社会福祉法人か しま福祉会	松江市鹿島町北講武885 番地 6	介護予防訪問介護	訪問介護支援事業 所 愛桜	松江市鹿島町名 分1348番地 2	平成23年12月12日
特定非営利活動 法人 B e i n g	浜田市金城町久佐イ 1389- 1	小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能ホー ム 絆	浜田市金城町下 来原973- 1	平成23年12月 1 日
特定非営利活動 法人 B e i n g	浜田市金城町久佐イ 1389- 1	介護予防小規模多 機能型居宅介護	小規模多機能ホー ム 絆	浜田市金城町下 来原973- 1	平成23年12月 1 日
株式会社オレン ジロード	松江市学園二丁目25番 8号	訪問介護	訪問介護事業所 わおん	松江市上乃木三 丁目 4 番58号	平成24年 1 月 5 日
株式会社オレン ジロード	松江市学園二丁目25番 8号	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 わおん	松江市上乃木三 丁目 4 番58号	平成24年 1 月 5 日
株式会社オレン ジロード	松江市学園二丁目25番 8号	小規模多機能型居 宅介護	夕陽の丘	松江市上乃木三 丁目 4 番58号	平成24年 1 月 5 日
株式会社オレン ジロード	松江市学園二丁目25番 8号	介護予防小規模多 機能型居宅介護	夕陽の丘	松江市上乃木三 丁目 4 番58号	平成24年 1 月 5 日
医療法人 金島 胃腸科外科	益田市高津 1 丁目 9 - 4	通所介護	デイサービス た かつ	益田市高津 1 丁 目 7 -11	平成24年 1 月 6 日
医療法人 金島 胃腸科外科	益田市高津 1 丁目 9 - 4	介護予防通所介護	デイサービス た かつ	益田市高津 1 丁 目 7 -11	平成24年 1 月 6 日
医療法人 金島 胃腸科外科	益田市高津 1 丁目 9 - 4	短期入所生活介護	ショートステイ たかつ	益田市高津 1 丁 目 7 -11	平成24年 1 月 6 日
医療法人 金島 胃腸科外科	益田市高津 1 丁目 9 - 4	介護予防短期入所 生活介護	ショートステイ たかつ	益田市高津 1 丁 目 7 -11	平成24年 1 月 6 日
内藤 宗紀	益田市駅前町 4 番23号	居宅療養管理指導	内藤内科外科	益田市駅前町 4 番23号	平成24年 1 月 1 日
内藤 宗紀	益田市駅前町 4 番23号	介護予防居宅療養 管理指導	内藤内科外科	益田市駅前町 4 番23号	平成24年 1 月 1 日
永田 宏之	鹿足郡津和野町日原257	居宅療養管理指導	永田歯科医院	鹿足郡津和野町 日原257	平成24年 1 月 1 日
永田 宏之	鹿足郡津和野町日原257	介護予防居宅療養 管理指導	永田歯科医院	鹿足郡津和野町 日原257	平成24年 1 月 1 日
総合メディカル	福岡市中央区天神二丁	居宅療養管理指導	そうごう薬局 安	安来市安来町935	平成24年 1 月 1 日

株式会社	目14番8号		来店	-4	
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目14番8号	介護予防居宅療養管理指導	そうごう薬局 安来店	安来市安来町935-4	平成24年1月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町3丁目77番地	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームやわらぎ渡橋	出雲市渡橋町304-1	平成24年1月6日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町3丁目77番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームやわらぎ渡橋	出雲市渡橋町304-1	平成24年1月6日
越野 健司	松江市玉湯町湯町825-1	居宅療養管理指導	たまゆ内科クリニック	松江市玉湯町湯町825-1	平成23年11月14日
越野 健司	松江市玉湯町湯町825-1	介護予防居宅療養管理指導	たまゆ内科クリニック	松江市玉湯町湯町825-1	平成23年11月14日

島根県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
内藤内科・外科	益田市駅前町5番1号	平成24年1月1日
永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原257	平成24年1月1日

島根県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
内藤 宗紀	益田市駅前町5番1号	居宅療養管理指導	内藤内科・外科	益田市駅前町5番1号	平成24年1月1日
内藤 宗紀	益田市駅前町5番1号	介護予防居宅療養管理指導	内藤内科・外科	益田市駅前町5番1号	平成24年1月1日
永田 宏之	鹿足郡津和野町日原257	居宅療養管理指導	永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原257	平成24年1月1日
永田 宏之	鹿足郡津和野町日原257	介護予防居宅療養管理指導	永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原257	平成24年1月1日

島根県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
医療法人佐藤外科医院	佐藤クリニック	松江市外中原町121-2	平成23年12月1日

島根県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所 在 地
			変更前	変更後		
医療法人 佐藤外科医院	松江市外中原町121-2	居宅療養管理指導	医療法人佐藤外科医院	佐藤クリニック	松江市外中原町121-2	平成23年12月1日
		介護予防居宅療養管理指導				
		訪問看護				
		介護予防訪問看護				

島根県告示第60号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町上久野1736-3、1737-3、1740-3、1744-4、1744-5、1744-7、1744-13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第61号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町雲津736

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)